

- (3) 認印
- (4) 所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票など
- (5) 生命保険や地震保険の控除証明書、医療費控除の明細書など

※郵送申告の方は、上記の(1)と(2)のコピーを、(4)と(5)は原本を同封してください。

○注意事項

- 1 証明書等の必要な書類が添付されていない場合は、各種控除が受けられません。

※社会保険料控除のうち、いの町に納付された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については添付を省略できます。ただし、納付義務者と控除を申告する方が異なる場合は領収書等の確認をする場合があります。

- 2 医療費控除を受けられる方は、次の事項にご注意ください。

- ・「医療費控除の明細書」の作成

1年間に支払った医療費の額を、「医療を受けた方」や「医療機関及び薬局等の支払先」ごとに分けて、事前に集計してください。

※平成29年分から「医療費控除の明細書」を作成し添付することが義務となります。

例)「医療費控除の明細書」の記載例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
伊野 太郎	仁淀病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医療品購入 ☐ その他の医療費	30,000 円	5,000 円
伊野 太郎	伊野薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医療品購入 ☐ その他の医療費	10,000	0
伊野 花子	仁淀病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医療品購入 ☐ その他の医療費	60,000	15,000

- ・「医療費通知」の記載事項

医療保険者が発行する「医療費通知」を添付する場合は次の①～⑥が記載されている必要があります。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者
- ④医療機関等の名称 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

- 3 営業等・農業・不動産所得がある方は、事前に必要経費や収入金額の集計を済ませてください。

- 4 土地や建物、株式の譲渡所得や配当所得がある方は、次の期間に町民課前の申告会場又は伊野税務署でご相談ください。

- ・申告会場 2月16日(金)～3月6日(火) 9:00～16:00

※上記の期間は税理士による相談コーナーがありますのでご利用ください。

- ・伊野税務署 3月1日(木)～3月15日(木) 9:00～16:00

- 5 申告会場では次の事項にご注意ください。

- ・「番号札」をお取りになり、「チェックリスト」をご確認のうえ順番をお待ちください。

ただし、医療費控除等の集計が終わっていない場合、必要な書類が不足している場合、申告の内容等によっては順番が前後する場合があります。

- ・「番号札」は申告を受付する職員に必ずお渡しください。